

「STOP！名簿流出」の啓発を目的とした TV アニメ『進撃の巨人』とのコラボレーションについて

令和6年2月14日

個人情報保護委員会は、「STOP！名簿流出」の啓発を目的として、TV アニメ『進撃の巨人』とコラボレーションし、ポスターの掲載、デジタルサイネージ広告などを実施するとともに、個人情報保護委員会公式 X などを通じた情報発信を行います。

SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン（令和5年3月17日 犯罪対策閣僚会議）2（1）①において、個人情報保護法の的確な運用等の一環として、様々なチャンネルを通じた広報・啓発を更に推進するとしていることを踏まえたものです。

闇バイト強盗、特殊詐欺に使われないために、個人情報取扱事業者において、個人情報保護法に基づき、適切に名簿を管理していただくことは重要と考えています。

個人情報取扱事業者には、事業※で名簿等を利用していれば、株式会社等の営利組織だけでなく、自治会・町内会、同窓会、PTA、マンション管理組合、NPO法人、サークル等の非営利の団体や、個人で活動している個人事業主も該当します。また、例年、特に3月から4月にかけては、進学、就職等で人の移動が多い時期であり、名簿等を取り扱う機会が増加するものと考えています。こうしたことを踏まえ、この度、学生や社会人など幅広い層に認知されている『進撃の巨人』とコラボレーションしたポスターなどを通じて、幅広い層への啓発を行うこととしました。

※「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問いません。

ポスターなどでは、架空のイメージとして、「主人公エレンやミカサ、アルミン達が所属する調査兵団」は個人情報取扱事業者を、「巨人」は名簿を不正に入手する者をイメージして、活用させていただきました。ポスターなどのキャッチコピーは、架空の個人情報取扱事業者としての名簿流出を起こさないための決意、名簿を管理する中での会話や質問などをイメージしたものです。

個人情報保護委員会では、今回のポスターなどを活用し、「STOP！名簿流出」の啓発を引き続き推進してまいります。今回作成したポスター（5種類）は、個人情報保護委員会ホームページの啓発資料掲載ページに掲載しており、ダウンロードして御活用いただけます。

啓発資料掲載ページには、主に自治会等を対象とした、名簿の取扱いに関する基本的な

ルール等を紹介するフライヤー、パンフレットなども掲載していますので、是非自治会等をはじめ多くの方々にこれらも御活用いただきたいと考えております。

(参考資料)

「STOP！名簿流出」の啓発を目的としたTVアニメ『進撃の巨人』とのコラボレーションにおける主な取組（以下3ページ及び4ページ）

(啓発資料掲載ページ：「STOP！名簿流出」（個人情報保護委員会ホームページ））

https://www.ppc.go.jp/news/ONLINE_recruiting_criminal/

(参考情報)

■『進撃の巨人』とは

諫山創氏による日本の漫画作品（講談社）。テレビアニメなどとのメディアミックス展開のほか、様々なコラボレーションも行われている人気作品。

【作品のストーリー】

巨人がすべてを支配する世界。人類は高さ50メートルの巨大な壁を築き、壁外への自由と引き替えに侵略を防いでいた・・・。

だが、壁をも越える超大型巨人の出現により、まだ見ぬ壁外の世界を夢見る10歳の少年、エレン・イェーガーの「夢」も人々の「平和」も突如として・・・。

（出典）TVアニメ「進撃の巨人」公式サイト（season1 物語 イン트로ダクションを参考）

(注意事項)

- ・ 本件のコラボレーションに係るデータの二次配布、改変、用途外での使用、販売・譲渡を含む営利を伴う使用は禁止とさせていただきます。
- ・ 画像素材を掲載・使用される際は、必ず下記の©表示を記載いただきますよう、お願いいたします。

©諫山創・講談社／「進撃の巨人」The Final Season 製作委員会

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局総務課広報室
電話：03-6457-9609（直通）

(参考資料)

「STOP! 名簿流出」の啓発を目的とした TV アニメ『進撃の巨人』とのコラボレーションにおける主な取組

- 啓発ポスターの掲示（都道府県庁・市区町村役場等）
- インターネット広告
- デジタルサイネージ広告（駅構内、国内空港（全国 9 空港））

(注) 鉄道会社・駅・空港等への直接のお問合せは厳にお控えください。

広告の掲載場所等の詳細な情報につきましては、2 ページに記載の【連絡先】まで問い合わせ願います。

■ 啓発ポスターの掲示

掲示場所：都道府県庁・市区町村役場等（全国約 1,800 カ所）

掲示期間：令和 6 年 2 月 14 日～同年 3 月 29 日

※個人情報保護委員会ホームページにも掲載



個人情報保護委員会は、個人情報保護法を所管し、監視・監督、啓発活動等を行う国の行政機関です。

(掲示されるポスターのイメージ。ダウンロード用データは合計 5 種類)

■インターネット広告

実施期間：令和6年2月15日～同年2月21日)

【Xプロモット in タイムライン (静止画)】

【Yahoo!JAPAN ブランドパネルマルチデバイス (静止画)】



(イメージの一例。合計2種類)

■デジタルサイネージ広告

掲出場所：東京、名古屋、京阪神エリアの一部駅構内

国内9空港（羽田空港、中部国際空港、広島空港、松山空港、長崎空港、熊本空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港）

掲出期間：3月上旬より掲出予定

(掲出場所及び掲出期間の詳細は、個人情報保護委員会ホームページや個人情報保護委員会公式Xでお知らせします。)

以上